【再委託の特記仕様書】

- 1 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の 再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により 発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについて は、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- 4 地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が 競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注 者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以 内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これ を超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポ ーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、 書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手 方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間 中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている 者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。